

越生町企業誘致条例

平成19年12月10日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に定めるもののほか、越生町における適正な企業誘致を推進するため、固定資産税の税率の特例措置などを講ずることにより、産業経済の振興及び雇用の拡大を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定地域 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載されている工場適地、越生町土地利用計画において工業系土地利用及び新産業系土地利用の区域並びに町長が適地として認めた地域をいう。
- (2) 工場等 営業活動のため、物品の製造、流通、加工及び修理又は研究の目的に使用する施設をいう。
- (3) 新設 町内に工場等を有しない者が新たに又は町内に工場等を有する者が別に工場等を特定地域に設置することをいう。
- (4) 常時雇用従業員 労働基準法(昭和22年法律第49条)第20条に規定する解雇予告を必要とする者、かつ、厚生年金保険に加入する者をいう。
- (5) 公害 環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する公害をいう。

(特例措置の指定)

第3条 町長は、特定地域に新たに取得した土地又は所有している土地若しくは賃借した土地に工場等を新設しようとする者に対し、工場等の敷地面積等が次の各号のすべてに該当すると認められるときは、第7条に規定する特例措置の対象者として指定することができる。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 延床面積が500平方メートル以上であること。
- (3) 常時雇用従業員数が5人以上であること。
- (4) 公害発生のおそれのないこと。

(指定の申請等)

第4条 前条の規定により、特例措置の対象者の指定を受けようとする者は、

あらかじめ申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条の規定により、特例措置の対象者に指定したときは、指定書を交付するものとする。

3 前項の規定による指定を受けた者（以下「指定工場等」という。）が工場等の操業を開始したときは、町長に届け出なければならない。

（指定工場等の責務）

第5条 指定工場等は、町内に住所を有する者を積極的に雇用するよう努めなければならない。

（届出等）

第6条 指定工場等が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（1）第4条第1項の申請内容に変更が生じたとき。

（2）事業を休止若しくは廃止又は縮小したとき。

（特例措置）

第7条 町長は、第1条の目的を達成するため、工場等を新設する者に対し、操業開始の日以後最初の課税年度から3年間を限度とし、越生町税条例第62条の2の規定により、固定資産税の課税免除及び税率の特例措置（以下「特例措置」という。）を講ずることができる。

（特例措置の申請等）

第8条 前条の規定による特例措置を受けようとする者は、当該年度ごとに申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認められる者に対して、決定通知書を交付するものとする。

（相続等による特例）

第9条 相続、譲渡その他の理由により指定工場等に変更があったとき、当該指定工場等の工場等を承継した者は、速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該承継した者が事業を継続する場合に限り、その者を指定工場等とみなして残期間中においても特例措置を認めることができる。

（指定の取消し）

第10条 町長は、指定工場等が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

（1）第3条の指定要件に該当しなくなったとき。

（2）事業を廃止したとき又は廃止の状況にあると認められるとき。

（3）工場等において公害を発生させ、その排除のために当該工場等の

施設の改善その他必要な措置を講じないとき。

(4) 工場等を当該事業以外の用途に供したとき。

(特例措置決定の取消し及び納税命令)

第11条 町長は、特例措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、特例措置の決定の全部若しくは一部を取消しし、納期限を付して固定資産税の全部若しくは一部の納税を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、特例措置を受けたと認められるとき。

(2) 前条の規定により、指定を取消したとき。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。